

静岡県弁護士会における 公害紛争処理制度に関する説明会の開催について

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、令和6年9月9日、公害紛争処理制度の認知度の向上と同制度の利用促進を図るため、静岡県公害審査会及び静岡県弁護士会の公害対策・環境保全委員会にご協力いただき、静岡県弁護士会において公害紛争処理制度に関する説明会（以下「本説明会」という。）を開催しました。本説明会には、58名が参加しました（会場参加11名、オンライン参加47名）。

公害等調整委員会事務局、都道府県公害審査会及び都道府県弁護士会が連携して公害紛争処理制度に関する説明会を開催するのは初めての試みです。これまで、公害等調整委員会事務局では、弁護士会（環境関係の委員会）からの依頼に応じて、公害紛争処理制度に関する説明を行ってきましたが、本説明会は、公害等調整委員会事務局と静岡県公害審査会が連携して、静岡県弁護士会と説明会の開催に向けて調整を進め、公害紛争に関わる関係者（静岡県公害審査会の委員並びに静岡県内の弁護士、自治体職員及び法テラス関係者）に広く開催を周知し、公害紛争処理制度の周知及び同制度の特性について理解の促進を図ったところに特徴があります。

本説明会において、静岡県公害審査会 松田康太郎会長（以下「松田会長」という。）より開催の趣旨に関して「困っている方の多くは市町村の窓口に相談に行くことが多く、市町村の職員や法律相談に従事している弁護士に対して公害紛争処理制度を周知してもらいたいという私の希望があって、今回、静岡県弁護士会に対して説明会の開催について話をもちかけたところである。」「静岡県公害審査会は申請が多くはない状況にあり、今回、静岡県公害審査会の委員の皆様にも公害紛争処理制度の特性や公調委で取り扱った事件例を知ってもらうことで、今後、申請があった時に充実した調停が実施できることを期待している。」との発言がありました。

静岡県弁護士会 梅田欣一会長の閉会の挨拶及びアンケートの結果からも、本説明会の開催により、“公害紛争処理制度及び静岡県公害審査会の周知”、“調停の利用促進の働きかけ”について一定の成果が得られたと考えられ、今後の静岡県公害審査会への事前相談や調停申請の活性化が期待されます。

【開催概要】

- ・ 日時：令和6年9月9日（月）17:30-19:30
- ・ 場所：静岡県弁護士会館（静岡市葵区追手町）
- ・ 講師：公害等調整委員会事務局 審査官 松川春佳
静岡県公害審査会 会長 松田康太郎
- ・ 対象：静岡県弁護士会の会員弁護士、静岡県公害審査会の委員、静岡県内の市町村職員、
法テラス関係者
- ・ 開催形式：対面とオンラインのハイブリッド開催

静岡県弁護士会における公害紛争処理制度に関する説明会の開催について

(開会挨拶)

静岡県弁護士会 公害対策・環境保全委員会担当副会長 後藤真理弁護士より開会の挨拶がありました。主な発言は次のとおりです。

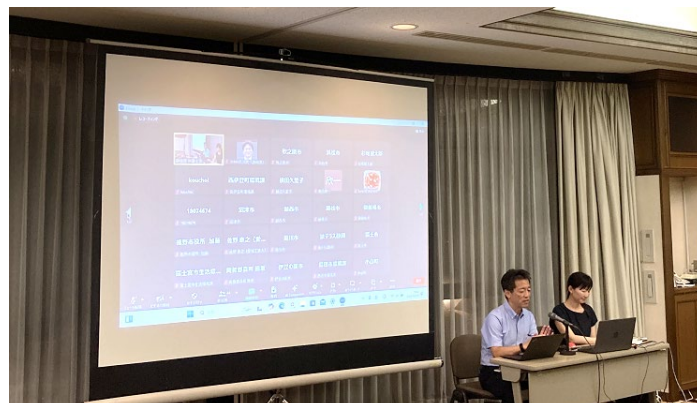
- ・公害という言葉からは、大気汚染、土壌汚染、騒音などの大規模な産業公害がまず思い浮かぶが、本日、紹介いただく公害紛争処理制度は、かつての公害のイメージとは異なるような都市型・生活環境型の公害という小規模な事案の解決手段としても利用できる手続であると同っている。
- ・私も弁護士として騒音や悪臭などの相談を受けることがあるが、解決が難しいと思う大きな理由として、どのような調査方法を用いれば客観的な数値化ができるのかということ、また、調査方法があったとしてもその費用が高額となる場合があること、更にどのような手続で解決をするのが適切であるのかというところに悩みがあるように感じている。
- ・本日は、そのようなことも含めて具体的な事例をご紹介いただきながら公害紛争処理制度の活用の仕方をご説明いただけるということで、大変勉強となる研修会となることを期待している。

(説明内容)

本説明会では、公害等調整委員会より、公害紛争処理制度及び公害等調整委員会で取り扱った裁定事件の事例について説明が行われました。また、松田会長より、公害審査会における調停の特性等について説明が行われました。

本日、知っていただきたいこと・・・ ➢ 公害に関する紛争の解決の手段として公害紛争処理制度があること ➢ 国に公害等調整委員会があり、都道府県に公害審査会等があること ➢ 公害紛争処理制度の特性と有用性	(説明) 75分 1. 公害の定義 2. 公害紛争処理制度の概要 3. 調停について ・手続の概要、特性 ・公害審査会委員への質問 ➢ 紛争の解決に当たり公害紛争処理制度を利用するメリットとは？ ➢ 調停が有効な事例とは？ ➢ 公害紛争事案を公害審査会に調停申請するタイミングについて 4. 裁定について ・手続の概要、特性 ・事例紹介 (質疑応答) 15分 ※事前アンケートにも回答
--	---

説明会資料より抜粋



説明会の様子

法曹関係者に対する取組

(質疑)

弁護士、自治体職員どちらからも活発に質疑が行われました。公害等調整委員会及び公害審査会による調査の実情、公害の相当範囲性の考え方並びに弁護士が代理人につく割合などに関する質問や自治体職員より現在抱えている公害苦情相談で解決できない事案に関する相談も行われました。

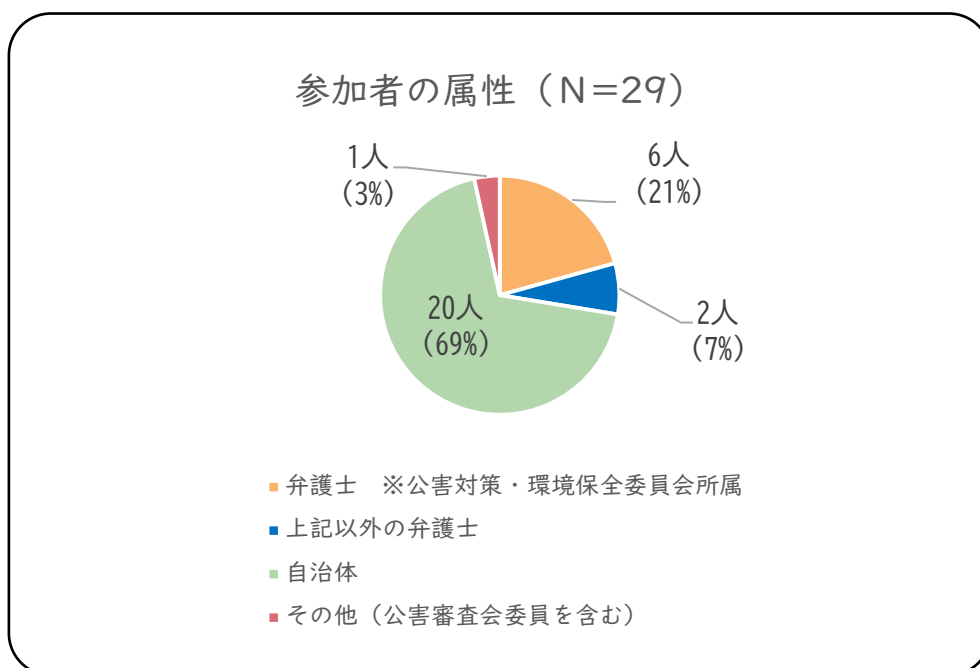
(閉会挨拶)

最後に、静岡県弁護士会 梅田会長より閉会の挨拶がありました。主な発言は次のとおりです。

- ・騒音、振動トラブルは、弁護士としてよく聞く話である。今後は、示談交渉や裁判手続を利用するだけでなく、公害紛争処理制度という新たな選択肢ができた。説明会の開催は弁護士の立場から非常にありがたいと感じている。
- ・公害紛争処理制度のメリットは、専門家が担当してくれるということ。また、柔軟な解決をしてくれるということにある。
- ・公調委に裁定を申立てたもので、裁判でいう請求棄却になるようなものでも、できる限り調停での解決を図ってくれるということで、非常に当事者に優しい制度であると感じた。
- ・騒音や振動の測定では、専門家が担当することで客観性が担保されるということ。また、費用も国や自治体で持ってくれるということで、経済的にも当事者に優しいと感じた。
- ・義務履行勧告に実効性があるのか疑問に思っていたが、具体例の紹介があり実効性があることが分かった。この点もいい制度だと感じた。
- ・私自身、とても勉強になった。こうした紛争に携わる方には非常にメリットのある制度だと感じた。

(参加者アンケートの結果)

◎参加者の属性



◎設問：説明内容（公害紛争処理制度の特性、事例紹介）は理解できましたか？

回答：「理解できた」（29/29 人、100%）

◎設問：今後、公害紛争に関する相談があった場合、公害紛争処理の調停／裁定を利用または紹介）したいと思いますか？

回答：「利用または紹介したいと思う」（29/29 人、100%）

〈弁護士コメント〉

- ・通常訴訟よりも柔軟な解決が可能であることがよく分かったため。
- ・法制度の限界や弁護士費用との兼ね合いから訴訟が困難な事案であっても調停であれば解決の可能性があること。また、家裁の調停では相手方不出頭で不成立となる案件も多いところ、公害紛争処理制度の調停では相手方の出頭に向けた協力も得られ、実際出頭を得られていると判明したため。
- ・双方の主張を交換する中で当事者の言い分も反映され、公平な立場から専門的知見も活用した職権調査も行われ、費用負担も軽減される中で柔軟な解決も志向していただけることから大きなメリットを感じた。
- ・自治体の法律相談を担当している中で、近隣トラブル（「公害」と言えるかどうかは微妙）の相談を受けることがある。これまで民事調停を勧めたり、受忍限度論の説明をしたりする程度しかできなかったが、場合によっては、公害紛争処理制度が使える可能性があることが分かったから。

〈自治体職員コメント〉

- ・市民からの相談に行政でできることの限界があり、その際に案内できる手段であるため。
- ・基本的には話し合い等で解決を目指したいが、目処が立たない時や、内容が複雑である場合は公害紛争処理制度の方が解決に向かいやすいと感じたから。
- ・司法手続とは違い、法令への適合性だけではなく、落とし所を探れるのは良い制度だと思う。

◎参加者の主なコメント

- ・事例等の紹介により、具体的な説明があり分かりやすかった。
- ・短時間でしたが、分かりやすく理解が進んだ。
- ・手続の特徴を訴訟と比較していただいたことが、とても分かりやすかった。限られた時間の中で事例紹介もしていただけたことで、より具体的なイメージを持つこともできた。

以上